

平成30年11月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(H 31.1)

区分	海難審判所(東京) 1件	地方海難審判所(全国8箇所) 34件
事件種類(件)	死亡 1	衝突17, 乗揚9, 衝突(単)3, 負傷3 施設損傷1, 転覆1
関係船舶(隻)	瀬渡船 1	漁船14, 貨物船13, モーターボート12, 油送船3, 押船, 遊漁船, はしけ各2, カーフェリー, 旅客船, 起重機船, 引船, 手漕ぎボート各1

平成30年11月中に言い渡された裁決35件のうち、海難審判所(東京)の裁決1件[瀬渡船の釣客死亡事件]の概要をご紹介します。

公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/tokyou/tk30/29tk002.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【**海難概要**】 A船(11トン)は、山口県蓋井島の北部西岸で釣り客を岩場から収容する際、釣り客が体勢を崩して海中に転落した。

【**発生日時**】 平成28年12月29日 13時05分

【**発生場所**】 蓋井島北部西岸(三ノ鼻)

【**死傷者**】 溺水による死亡1人(釣り客)

【**損傷等**】 なし

《原因》

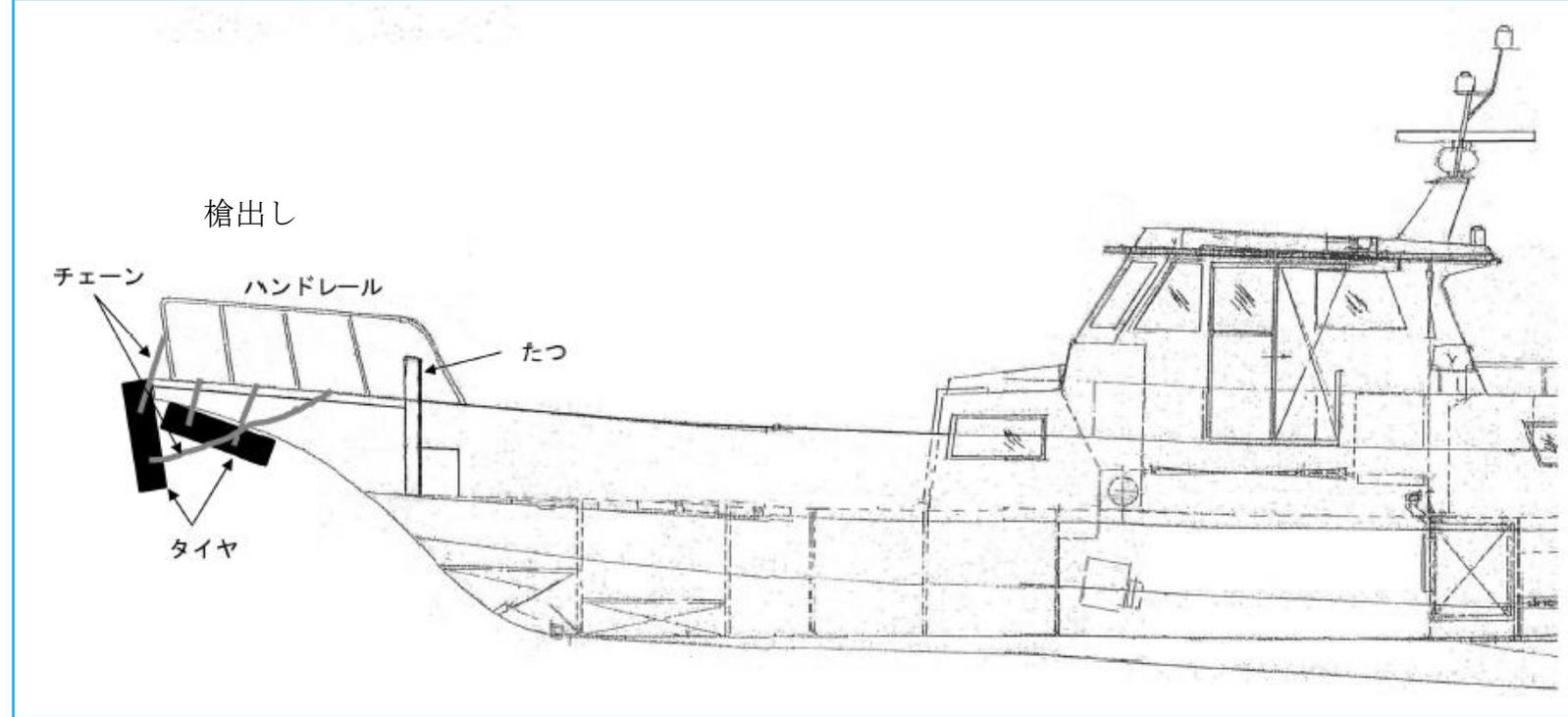
強風注意報が発表されている状況下、釣り客を岩場から収容する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、両手に荷物を持ったままの釣り客が、体勢を崩して海中に転落した。

《懲戒》

船長: 釣り客の安全確保の措置を十分にとらなかった
→ **小型船舶操縦士の業務を1箇月停止**

《原因の背景》

船長は、釣り客が、両手に荷物を持ったまま檣出しを渡ると、船体の動揺等で体勢を崩したときにハンドレールをつかむことができず、海中に転落するおそれがあったが、釣り客の服装と装備から磯釣りに十分慣れているように見えたので、特に注意しなくても無難に乗船できるものと思い、荷物を先に檣出しに載せ、片手を空けるように拡声器を使用して指示するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。



【**関連事項**】 檣出し: 船首甲板から前方に設けられた瀬渡し用張出部

幅は先端で0.88m, 「たつ」の前方で2.40m, 先端部の海面上の高さ1.8m, ハンドレールの高さ0.85m, ハンドレールの先端部での幅0.75m

【**釣り客の収容方法**】 ① 潮位によって適当な高さとなる岩場を選ぶ ② 10mないし20m手前で一旦機関を中立運転 ③ 極微速力前進にかけて接近 ④ 檣出し先端が岩場に接触した後は機関を前進にかける ⑤ 機関と舵を適宜使用して船体の姿勢を保ちながら、檣出し先端部を岩場に押し付ける

【**釣り客の転落状況**】 クーラーボックスを檣出しに載せ、右手に竿ケース、左手に道具箱をもって、左足を檣出しにかけたとき、波浪により船体が右舷方に移動し、体勢を崩して岩場から滑り落ち、道具箱を左手に持ったまま、竿ケースのベルトが腕にかかった状態の右手でチェーンをつかんでぶら下がったが、海中に転落した。